

平成24年3月29日

教育委員会第3回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第3回定例会記録

◇開会年月日 平成24年3月29日(木曜日) 午後 3時30分開会
午後 5時13分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 401会議室

◇出席委員 5名

委員長	阿部盛男君	委員	鶴岡昭雄君 (委員長職務代行者)
委員	津嶋ユウ君	委員	今井多貴子君
教育長	境直彦君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤和夫君	事務局次長兼 教育総務課長	小畑孝志君
事務局次長 (震災復興 担当)	真保洋君	学校教育課長	山田元郎君
学校管理課長	菅原正好君	生涯学習課長兼 中央公民館長	高橋忠之君
体育振興課長	亀山栄記君	歴史文化資料 展示施設整備 対策室長	菊地広君

◇書記

教育総務課 課長補佐	大崎正吾君	教育総務課 課長	高橋健之君
教育総務課 主任	山内龍一郎君		

◇付議事件

一般事務報告
・教育長報告

- ・大川小学校遺族との話し合いについて

報告事項

報告第4号 専決処分の報告について

専決第4号 東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例

専決第5号 平成24年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）

報告第5号 専決処分の報告について

専決第6号 石巻市教育ビジョン後期実施計画策定委員会設置要綱

報告第6号 専決処分の報告について

専決第7号 平成23年度石巻市一般会計補正予算（第11号）

（教育委員会の事務に係る部分）

報告第7号 専決処分の報告について

専決第8号 教育財産の用途廃止について（石巻市石巻中央公民館大泊分館建物）

報告第8号 専決処分の報告について

専決第9号 平成23年度石巻市一般会計補正予算（第12号）

（教育委員会の事務に係る部分）

審議事項

第19号議案 東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例施行規則

第20号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第21号議案 石巻市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

第22号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

第23号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

第24号議案 石巻市立湊幼稚園給食実施要綱を廃止する告示

第25号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市立谷川小学校）

その他

午後 3時30分開会

○委員長（阿部盛男君） みなさん、こんにちは。

ただいまから平成24年第3回定例会を開会いたします。

本日の会議における欠席委員はございません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部盛男君） 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

今井委員、よろしく願いいたします。

教育長報告

○委員長（阿部盛男君） 本日の案件は、一般事務報告が2件、報告事項が5件、それから審議事項が7件及びその他となっております。よろしく願いをいたします。

それでは、一般事務報告事項に入ります。

教育長から。

○教育長（境 直彦君） それでは私から申し上げます。

2月29日に開会しました石巻市議会第1回定例会、3月26日に閉会いたしました。このあとに詳しく報告をいたしますが、私から概要をお話いたします。

初めに、平成24年度石巻市一般会計予算が議決されました。教育関係分、総額で72億3,406万9,000円、前年比で7億2,262万円の増となっています。

項ごとに見てみますと、小学校費、中学校費、高等学校費、それから文教施設災害復旧費等が増で、社会教育費と保健体育費等が減となっております。

次に、一般質問の内容ですが、17名の議員から通告があり、4日間にわたって質疑を行いました。

教育関係では、大川小学校関連が3議員から、これまでの経緯、経過の説明を求めるもの、それから解決策についての質問ということでございます。震災から教育環境整備への教育的ビジョンについて、また、震災後の学校運営について、それから仙石線と仙台圏への高校進学との関連についてというのがありました。

またもう1つは、市民会館の整備方針について、あるいは大きく学校教育、社会教育施設等の復旧について、そして防災機能の強化策について、それから今、住吉中学校の敷地内にあり

ますが、特別支援教育共同実習所の現状と今後の整備計画についてという内容でありました。

議会では、本年5月23日に任期を迎えます鶴岡委員にかわり、新たに窪木好文さんを委員に任命することとして提案しておりました議案につきましては、議会の同意を得ましたのでご報告いたします。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対して、ご質問ございましたらどうぞ。
よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

大川小学校遺族との話し合いについて

○委員長（阿部盛男君） 次、大川小学校遺族との話し合いについて、これは学校教育課長からお願いします。

○学校教育課長（山田元郎君） 資料の2の一般事務報告資料1ページをお開きください。

大川小学校ご遺族との話し合いは平成24年3月18日の日曜日、時間は13時30分から18時ぐらいまで行いました。場所は河北総合支所の会議室です。出席者は、教育委員会関係、河北総合支所関係、大川小学校関係は資料にあるとおりです。ご遺族では17世帯24人が出席しております。

大きな会の流れということになりますが、黙祷から始まりまして、教育委員会からの報告を次の2ページにあるように、3月18日話し合い教育委員会よりの報告ということで、このとおりに私からお話し申し上げました。

その後に質疑ということで具体的な話し合いになりました。

話し合いの初めは、教育委員会が聞き取った調査結果と遺族側が入手した証言の食い違いについて、細かく一つ一つ質問等がございました。私たちとしては聞き取った内容をすべて記録にまとめているというスタンスでお答えしているところでございます。

あと、助かった男性教諭の話の矛盾点などについても同様に話がございましたが、本人はまだ面会もできない状況ですので、その後ということでお話をしているところでございます。

また、校庭の避難の時間、最終的に始めた時間等を含めて、細かなことについて食い違いという観点から幾つか質問があったということでございます。

それから、復興計画での長面への搜索の部分について、質問がございました。

あと、校長先生に対しては、保護者への引き渡し訓練のことについて、細かく一つ一つについて質問がございました。

最終的な話としては、一市教委で大惨事を招いた原因を究明するのは無理があるのではないかなどという話とか、双方の情報を出しあいというような提案なども含めながら、第三者組織の設置等について内部の検討を始めているというところで、話は終わっております。

その後、記者会見はする予定がなかったのですが、今回記者から強い要望がありまして短い時間でしたけれども開催することになりました。そこでは第三者組織の設置に向けての質疑が大変多かったように思います。また、今後の話し合いの持ち方等についても、新聞では必ず第三者委員会という文言が使われておりますが、専門家を含めた第三者組織という言い方でうちではきちんとおっしゃっていると思うんですけども、新聞等ではあのような表記になっているということをご理解をいただきたいなというところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質問等ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） いいですか。

それでは、以上で一般事務報告を終わります。

報告第4号 専決処分の報告について

○委員長（阿部盛男君） 次に、報告事項に入ります。

報告第4号 専決処分の報告についての専決第4号 東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例について報告を受けたいと思います。

学校教育課長からお願いします。

○学校教育課長（山田元郎君） それでは、私から専決第4号 東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例についてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、市議会に提案するため、市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がございませんでしたので、規則第3条第1項の規定により、2月22日付で異議のない旨専決処分を行いましたので報告するものでございます。本条例案については、市議会において可決しているところでございます。

表紙番号1の4ページ、5ページをごらん願います。

本案は、東日本大震災により親が死亡、または行方不明となり、両親がいなくなった児童生徒に対する就学の支援として、昨年の教育委員会第 12 回定例会及び本年の第 1 回定例会で議決をいただいた石巻市震災奨学金給付事業でございます。

初めに、第 1 条は条例の目的を規定し、第 2 条は対象者を規定しております。

第 3 条は給付額を規定しており、小学生は月額 1 万円、中学生は月額 2 万円、高校生等は月額 3 万円を給付することとしております。

第 4 条は給付期間を規定しており、対象者が高等学校等を卒業するまで給付いたしますが、学校教育法で定められている修業年限内としております。

第 5 条は給付の申請について、第 6 条は奨学金の決定について、第 7 条は給付について規定しております。

第 8 条及び第 9 条は、給付の停止及びその場合の返還について、第 10 条は規則への委任について規定しております。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を平成 24 年 4 月 1 日とするものであります。

また、この震災奨学金は石巻市奨学資金貸与基金を活用するため、石巻市奨学資金貸与基金条例を一部改正し、名称を石巻市奨学資金基金条例に改め、給付型の奨学金に対応できるように第 1 条を改正するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質問等ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

次に、報告第 4 号 専決処分の報告についての専決第 5 号 平成 24 年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

これは事務局次長兼教育総務課長お願いします。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） それでは私から、平成 24 年度石巻市一般会計予算についてご報告を申し上げます。

本報告につきましては、平成 24 年市議会第 1 回定例会に提案するため市長から意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がございませんでしたので、教育長事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により 2 月 22 日付で異議のない旨専決処分をし回答しておりますことから今回報告するものでございます。なお、本予算案につきましては、第 1 回定例会にお

いて可決しているところでございます。

それでは内容でございますが、別冊1の予算書の2ページをごらん願います。

まず予算規模でございますが、平成24年度の一般会計予算額は2,632億円、そのうち教育費は72億3,406万9,000円でございます。前年度当初と比較いたしますと7億2,262万円の増となっております。

歳出総括表から各項ごとの内容の前年度予算額との比較についてご説明を申し上げます。

まず、10款教育費、1項教育総務費では、前年度と比較いたしまして6,721万2,000円増額となっております。これは主に職員の人件費の増額、それから震災奨学金給付事業費等の復興関連事業費の増額によるものでございます。

次に、2項小学校費では4億4,764万円の増となっております。いずれも2ページの総括表をごらんください。これについては被災児童通学支援事業費、それから被災児童就学支援事業費等の震災復興関連事業費の増額によるものでございます。

次に、3項中学校費では4億6,654万1,000円の増額となっております。これは小学校費と同じく、被災生徒の通学支援、就学支援等の震災復興関連事業費の増額によるものでございます。

なお、津波で被災した学校の本復旧につきましては、現在進めております市立学校施設災害復旧整備計画策定後、補正予算等で関連予算を計上したいと考えております。

次に、4項高等学校費では2億1,655万3,000円の増額となっております。これは高等学校統合整備事業費の増額によるものでございます。

5項幼稚園費では3,814万円の減額、これは私立幼稚園の就園奨励費による減額でございます。被災児童に係るものについては県での執行というようなことになりましたので、減額にしたものでございます。

次に、6項社会教育費では8億4,820万8,000円の減額となっております。これは歴史文化資料展示施設整備費、それから仮称市民文化ホール建設基金費、これを中止しておりますので、その減額分でございます。

次に、7項保健体育費では2億637万8,000円の減額となっております。これは人件費の減額や東日本大震災により、もしくは仮設住宅が建設されたことにより使用できない体育施設等の施設維持管理費の減額によるものでございます。

次に、11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費では5億3,000万の増額、これは被災した学校の仮設校舎の借り上げ料でございます。

次に、5 項その他公共施設・公用施設災害復旧費ですが 8,740 万円の増、これは被災した保健体育施設の災害復旧費に係る増額分でございます。

それでは次に、事項別明細書により教育費予算の主な項目について、その概要を申し上げます。

30 ページをごらん願います。

3 目教育指導奨励費の 3 奨学資金費では、高等学校や専門学校、それから大学に学ぶ生徒や学生を合わせて 100 人分の奨学生新規採用枠、それから、これまでの奨学生に対する貸付金などとして 6,057 万 6,000 円を計上いたしております。

次に、5 の外国青年英語指導費では、市立学校に外国語指導助手 10 名を配置する経費として 4,402 万 2,000 円を計上しております。なお、平成 24 年度については、指導助手 10 名のうち 8 名をジェットプログラム以外の民間への委託を予定しているところでございます。

次に、いじめや不登校などの問題に対応するために 6 のハイスクールカウンセラー配置事業費に 187 万 8,000 円、それから 7 のいじめ・生徒指導問題対策費に 73 万 9,000 円、それから 32 ページの 13、問題を抱える子ども等の自立支援事業費に 110 万 1,000 円、15 の不登校児童生徒対策費に 10 万円、それから 34 ページ、3 のスクールカウンセラー配置事業費に 57 万 3,000 円、それから 4 のスクールソーシャルワーカー配置事業費に 422 万 9,000 円を計上しているところでございます。

次に、32 ページにお戻り願いまして、10 の特別支援教育事業費では、通常学級に在籍し支援が必要とされる児童への個別支援と学級全体の指導の充実を図るため、支援員 37 名の配置費用 4,535 万円を計上いたしております。

次に、14 定住外国人就学支援事業費では、日本に来て間もない外国人児童生徒へ学校での通訳や簡単な日本語指導ができる支援員を配置しまして、学習及び日常生活を支援するための経費として 296 万 5,000 円を計上いたしております。

次に、16 石巻・子どもの未来づくり事業費では、平成 21 年度から実施している学びステップアップ事業の後継事業として、児童一人一人の確かな学力の育成と学力の向上を図るための経費としまして 361 万 9,000 円を計上をしております。

次に 34 ページ、7 目東日本大震災関係費の 2 防災教育充実事業費では、大震災の教訓を生かし、本市の実態に則した防災教育を実践するとともに発達段階に応じた防災対応能力の育成を図り、学校における防災教育の充実に取り組むため、防災副読本を作成する経費として 81 万 9,000 円を計上しております。

次に、5 震災奨学金給付事業費では、先ほど学校教育課長からご説明申し上げましたとおり、大震災により親が死亡、または行方不明となり、両親がいなくなった小中高校生を対象に奨学資金貸与基金を活用して奨学資金を給付するため 984 万円を計上いたしております。

次に 38 ページ、2 目教育振興費の 4 小学校図書整備事業費では、学校図書館図書の充実を図るため 950 万円を措置しております。なお、平成 22 年度末ですべての小中学校において学校図書館図書標準に対する充足率 50%の整備を達成できる見込みでございましたが、震災により図書が流出した学校があったため達成することができませんでした。今後は各学校の蔵書状況を把握し、学校の現状に合わせた整備を実施してまいりたいと考えているところでございます。

次に 40 ページ、4 目東日本大震災関係費の 1 被災児童通学支援事業費に 3 億 4,907 万 6,000 円、それから 46 ページ、中学校の被災生徒通学支援に 3 億 2,738 万 1,000 円、これは被災校から代替校までのスクールバスの運行と、平成 24 年度から運行を開始する予定の仮設住宅等からのスクールバスの運行経費を合わせて措置したものでございます。

次に 40 ページにお戻り願ひまして、2 の被災児童就学支援事業費に 1 億 4,458 万 2,000 円、これと 46 ページの 2 の被災生徒就学支援事業費に 1 億 3,040 万 1,000 円を計上しておりますが、これは震災により被災し経済的に就学困難な児童の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助するための経費を措置したものでございます。

次に 42 ページにお戻り願ひまして、1 目学校管理費の 3 中学校管理費では、学校指導要領の改訂に伴い、平成 24 年度から中学校で使用する教科書が変わるため、全教育分の教科書、それから教師用の指導書を購入する経費など 2,404 万 5,000 円を計上しております。

次に 50 ページ、4 項高等学校費の 3 東日本大震災関係費の 1 高等学校総合整備事業費では、新しい統合高等学校整備のため必要な設計、地質調査、仮設校舎借り上げなどに係る経費として 2 億 5,298 万 2,000 円を計上しております。なお、仮設校舎借上料については、校舎の完成する平成 26 年度まで複数年度にわたって債務を負うものとして債務負担行為を設定しております。

次に 52 ページ、5 項幼稚園費の 1 目幼稚園費の 3 幼稚園管理費では、これまで住吉、河北幼稚園のみに配置しておりました専任の嘱託園長について、有事の際に兼任では対応し切れないことから、すべての幼稚園に専任の園長もしくは嘱託園長を配置することとし、2,990 万 8,000 円を計上しているところでございます。

次に 54 ページの 7 私立幼稚園就園奨励費では、保護者の経済的負担の軽減と公立、市立幼

稚園の保護者負担の平準化のため 4,969 万 8,000 円を計上しております。

次に、2 目東日本大震災関係費の 1 被災園児通園支援事業費では、被災した湊幼稚園から代替の園である住吉幼稚園までのスクールバス運行経費として 630 万円を計上しております。

次に、56 ページ 6 項社会教育費、1 目社会教育総務費の 4 社会教育指導員費では、平成 23 年度に引き続き 2 名配置の社会教育指導員を活用し、家庭教育学級開設事業の展開による家庭教育に関する学習機会の充実と、学校、地域、家庭の連携による家庭教育力の向上のため 392 万 8,000 円を計上しております。

次に 58 ページ、9 の子ども読書活動推進費では、平成 22 年度から実施したブックスタート事業や、学校、図書館、公民館等で活動している読み聞かせボランティアなどの連携を強化し、子どもの読書環境の整備を図るための経費として 218 万 6,000 円を計上しております。

次に、10 協働教育推進事業費では、地域の伝統産業や歴史、伝統文化に触れ合うふるさと子どもカレッジ、それから地域の伝統文化や資源、地域の人々が持つ知恵などを活用したコラボスクールの開設経費として 136 万 9,000 円を計上しております。

次に、11 まちなか実験室事業費では、子供たちが科学的な感性や想像力を磨く機会を提供し科学に対する興味関心を高めるため、実験室を各地区で開催するため 60 万円を計上しております。

次に、12 毛利コレクション調査データ修復事業費では、被災した毛利コレクション調査データの修復及び再構築を図るため 554 万 5,000 円を計上しております。

次に 62 ページ、4 目図書館費の図書館活動費では、平成 22 年度の図書館本館、それから平成 23 年度の河北分館に引き続き、河南、桃生、牡鹿の 3 分館の図書館管理システム更新費用など 2,244 万円を計上しております。なお、システムの借り上げ料につきましては、平成 29 年度まで複数年度にわたって債務を負うものとして債務負担行為を設定しております。

次に、3 の図書館活動費では、住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、図書館司書 4 名を配置するため 819 万 2,000 円を計上しております。

次に 64 ページ、9 目島の楽校費の島の楽校管理運営費では、被災状況や船便の減少を勘案し、利用者の安全性の確保が困難であることから、平成 23 年度に続き、平成 24 年度においても施設を休止することとして、施設管理上の最低限必要な経費として 166 万 5,000 円を計上しております。

次に 66 ページ、10 目河北総合センター費の 1 河北総合センター管理費では、文化交流ホールの音響設備の改修費用や維持管理経費など合わせて 6,908 万 8,000 円を計上しております。

次に 68 ページ、13 目東日本大震災関係費の 1 震災復興芸術文化事業費では、市民の心の豊かさの復興のため、仮設住宅集会所での落語講演やカラオケ教室などの芸術文化事業を実施する経費として 1,365 万円を計上しています。本事業は、文化芸術事業に関する専門的知識経験を有する財団法人石巻文化スポーツ振興公社へ委託するものでございます。

次に、3 応急仮設住宅等移動図書館運営費では、仮設住宅で生活している市民に対し、移動図書館サービスを実施するための経費として 71 万円を計上しております。

次に 70 ページ、7 項保健体育費の 1 目保健体育総務費、2 体育奨励費では、スポーツ基本法施行に伴うスポーツ推進委員報酬など 1,030 万 9,000 円を計上しております。

次に 72 ページ、3 目学校給食費の 1 学校給食センター運営費では、平成 24 年度から東松島市から借り受けます石巻西学校給食センターの稼働経費など合わせて 2 億 8,482 万円を計上しております。

次に 74 ページ、4 目体育館費の 1 体育館管理費では、総合体育館の管理運営について平成 24 年度から指定管理とするため、その指定管理料など合わせて 3,733 万 5,000 円を計上しております。なお、保健体育施設については、48 施設中 18 施設が被災し、11 施設が仮設住宅の建設によって使用できない状況となっておりますことから、前年度と比較し、施設維持管理経費が減額となっている状況でございます。

次に 78 ページ、11 款災害復旧費の 1 目公立学校施設災害復旧費では、被災した学校の仮設校舎借上料として 5 億 3,000 万円を計上しております。

次に 80 ページ、1 目その他公共施設災害復旧費では、被災した保健体育施設の災害復旧費として 8,740 万円を計上しております。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げます。82 ページをごらん願います。

中学校教育用の電子黒板、それから市立女子高等学校仮設校舎、それから図書館管理システム、それぞれの借り上げ料について、平成 24 年度以降の実施に必要な限度額と期間を設定しております。

次に、歳入について説明申し上げますので 6 ページをごらん願います。

13 款使用料及び手数料、8 目教育使用料に 3,232 万 7,000 円を計上しており、前年度と比較いたしまして 1,752 万 7,000 円減額となっておりますけれども、これは大震災に伴い実施しております幼稚園保育料の減免、被災により使用できない社会教育施設、保健体育施設の減によるものでございます。

次に 10 ページ、14 款国庫支出金の 2 目教育費国庫負担金、1 公立高等学校授業料不徴収交

付金 8,113 万円を計上しております。前年度と比較しまして 1,189 万 9,000 円の減額となっております。これは生徒数の減によるものでございます。

次に 12 ページ、6 目教育費国庫補助金に 2,588 万 5,000 円を計上しております。前年度と比較いたしまして 942 万 8,000 円の減額でございます。これは幼稚園の就園奨励費補助金、私立分の減によるものでございます。

次に、7 目災害復旧費国庫補助金に 4 億 1,159 万 5,000 円を計上しておりますが、これは歳出で説明申し上げました各種教育施設の災害復旧事業に伴うものでございます。

次に、14 ページの 15 款県支出金、9 目教育費県補助金に 9 億 5,739 万 5,000 円を計上いたしておりますが、前年度と比較しまして全額増という状況となっております。これは東日本大震災によって被災した児童生徒に対する就学支援のため交付されます援助費補助金の増によるものでございます。

次に、16 ページの 4 目教育費委託金に 836 万 6,000 円を計上しており、前年度と比較しまして 731 万 9,000 円の増となっておりますが、これはスクールソーシャルワーカー配置事業費委託金、それから学校教育活動復旧支援事業費委託金の増によるものでございます。

国及び県の支出金につきましては、いずれも先ほど來說明申し上げました、歳出に計上いたしました各種事務事業に対応するものでございます。

次に、20 ページの 18 款繰入金では、各種事務事業に充てるための財源として、4 目地域づくり基金繰入金では、スポーツ振興事業費、それから図書館分館システムネットワーク事業費分として 900 万円、それから 5 目電源立地地域対策交付金事業基金繰入金では、牡鹿交流センター管理運営費、それと人件費分として 3,300 万円、それから 6 目ががんばる石巻応援基金繰入金では、寄磯小学校屋内運動場屋根外壁改修事業費分として 1,252 万円、それから 7 目住民生活に光をそそぐ交付金基金繰入金では、ハイスクールカウンセラーの配置事業費や特別支援教育、定住外国人の就学支援、それから図書館活動費分として 5,838 万 5,000 円、それから 8 目震災復興基金繰入金では、被災児童通学生徒の支援事業費、それから防災教育充実事業費、スクールカウンセラー配置事業分として 1,006 万 3,000 円、それから 11 目の奨学資金貸与基金繰入金では、震災奨学金給付事業分として 984 万円をそれぞれ計上しているところでございます。

次に 22 ページ、20 款諸収入、5 目教育費貸付収入の奨学資金貸付金元金収入として 9,699 万 1,000 円を計上しております。

24 ページ、4 項雑入には、学校給食費の徴収金など 6 億 6,084 万 1,000 円を計上しており

ます。

次に 26 ページ、21 款市債、6 目教育債には、歳出予算に計上しました須江小学校校舎増築事業、桃生小学校水泳プール改築事業、それから中学校施設の整備事業、高等学校の統合整備事業、それから河北総合センター音響設備改修事業を実施するための市債 3 億 3,000 万円を計上しております。

以上で、教育委員会に係る 24 年度の一般会計予算に係る専決処分の説明とさせていただきます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。

ございませんか。

○委員長（阿部盛男君） 二、三お聞きしたいんですが。33 ページ、14 です。

定住外国人就学支援事業費というのがありますが、定住外国人の就学児童生徒数といいますが、どれくらいの人数おるんでしょうか。

○学校教育課長（山田元郎君） 今、まだ動いているところなんですけど、これまで 5 人ぐらいで推移しておりましたが、来年度については、今、確認したり、あと希望が上がってきておりますので、外国からこの学校に、外国籍でまだ日本語がしゃべれない子供が来たというところから対応しておりますので。

○委員長（阿部盛男君） これまでは 5 人ということ。

○学校教育課長（山田元郎君） はい。

○委員長（阿部盛男君） それから 37 ページです。

13 の委託料でしょうか。ここのところで桃生地区が二つあるので、どちらかが牡鹿地区の間違いではないのかな。牡鹿地区がないものだから、そんなことを思いましたが、違いますか。桃生地区小学校通学委託料、桃生地区小学校スクールバスとまた違うんですね。牡鹿はないんですが、いいんですね。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） 上の小学校遠距離通学児童輸送業務というのは、そのまま児童の輸送のためのものですけれども、下の運転業務については、市所有のバスがあるものですから、そのバスの運転手の運転業務の委託料となります。

○委員長（阿部盛男君） 運転業務の委託料。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） バスがあるうちはバスまで借り上げる必要がないので、運転手だけを派遣していただくということでの委託です。

○委員長（阿部盛男君） そうですか。わかりました。

それからもう1点ですが、53 ページです。

今回のような大震災、有事の際に兼務ではなかなか対応が十分でないということで、専任もしくは嘱託を置くということですが、5つの幼稚園でどここのところに専任を置いて、どこに嘱託の園長さんを置く予定でしょうか。

○学校教育課長（山田元郎君） 私からお答えします。

まず、嘱託園長は住吉幼稚園、それから稲井幼稚園、河北幼稚園、桃生幼稚園の4園が嘱託園長です。それで、湊幼稚園、これは専任の園長が、ですから、今までの副園長が園長という形になって、市の職員の専任の園長が入っております。

○委員長（阿部盛男君） そうですか。副園長が園長に昇格してということですか。

○学校教育課長（山田元郎君） そうですね。人事異動がありますけれども、そこについては、そのまま、そのところ副園長がなったのではございません。

○委員長（阿部盛男君） わかりました。

そのほか関連でございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは次にまいります。

報告第5号 専決処分の報告について

○委員長（阿部盛男君） 報告第5号 専決処分の報告についての専決第6号 石巻市教育ビジョン後期実施計画策定委員会設置要綱について報告を受けたいと思います。

事務局次長兼教育総務課長、引き続きお願いします。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） それでは、専決第6号 教育ビジョンの策定委員会設置要綱についてご報告を申し上げます。

本報告につきましては、教育ビジョン後期実施計画について早期に計画を策定する必要があり、教育委員会を開催する時間的余裕がございましたので、事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月27日付で専決処分を行いましたので報告するものでございます。

平成20年3月に策定しました石巻市教育ビジョンでは、個別施策の目標値や実施時期などについて実施計画を定めて示すこととしており、平成20年度から平成23年度までの4年間を範囲とする前期計画と、それから平成24年から平成28年度までの5年間を範囲とする後期計画に分け施策を推進することとしておりましたが、平成23年度は大震災の影響により、

石巻市の総合計画実施計画の見直しや復旧復興事業の実施による財政的な制約、それから人為的側面として、児童生徒の早急な教育環境の整備を図ることを最優先に行ってきたために後期実施計画の策定が未着手となっております。

今後も徹底した復興事業へのシフトと重点化というようなことで、可能な限り財源と人材を復興事業へ集中させるとともに、経常的経費の大幅な削減、合理化、それから真に必要な施策への選択が必要となりますことから、震災後において、事業の緊急性、それから重要性が高い防災教育や児童生徒の心のケア、それから防災機能を考慮した学校施設の復旧整備を最優先とした後期実施計画を策定するため、その必要事項等を調査研究するための策定委員会を教育委員会事務局内に設置しようとするものでございます。

それでは資料に基づき説明申し上げます。9ページをごらんください。

第1条では策定委員会の設置の趣旨について、第2条では所掌事務について、第3条から5条では、委員会の組織、委員長、副委員長の職務、会議の開会方法について、第6条及び第7条では、策定委員会の処分、その他の委員会の運営方法について規定しております。

なお、第1回策定委員会については、去る3月16日に、委員長、副委員長のほか、教育総務課、学校教育課、学校管理課の各グループリーダー、それから生涯学習課の社会教育主事で構成した委員により、前期実施計画の総括作業を実施したところでございます。

今後のスケジュールについては、策定委員会より本年7月中に後期実施計画素案を教育長へ報告し、その後、教育委員会での審議を経て、本年の8月中には策定したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたらどうぞ。

○委員（津嶋ユウ君） 今のお話で、組織の委員になっている人は4名になりますか、委員長、副委員長のほかに。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） 委員名簿をつけていませんでしたね。

○委員（津嶋ユウ君） 何人かなと思っていたら、今ご説明いただいた中で、4名かな。そうですか。

○委員（津嶋ユウ君） 委員長、副委員長のほかに、教育長の指名した委員。

（「8名」との声あり）

○委員（津嶋ユウ君） 8名いるんですか。そうですか。

○委員長（阿部盛男君） そのほかございませんでしょうか。

今のご説明の中で、ちょっと最後のほう聞き漏らしたんですが、4月からどうこうして8月

から実施という、そのくんだり、一番最後のところですよ。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） 本年の7月中に策定委員会で検討しました素案を教育長に報告申し上げて、それをもって教育委員会での審議を経て、翌月の8月中には策定したいというように申し上げました。

○委員長（阿部盛男君） この件ですけどね、既に平成24年から平成28年まで後期の計画、実施に入っているわけです。4月から7月に計画を策定し8月から実施では少しスローじやなかろうかなと。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） 平成24年度が、既にもう4月から予算も含めまして事業に着手しているということだと思いますけれども、それについては実施計画、多分委員方もごらんになったと思いますけれども、必ずプラン・ドゥ・チェック・アクションで、必ずその目標値をどうして、達成したのか、達成してないのかというような検証作業をするときに、平成24年度1年あけますと、平成25年度の本来のフィードバックすべき年度の事業がなくなるものですから、平成24年度半分は、4カ月間は実施した後になるんですけれども、期間を切らないで、後期計画として全部で9年間の実施計画をつくるということになります。

○委員長（阿部盛男君） それはいいんですけども、もっと、3カ月もおかずに実施時期を早めることでないのかな。年度が進んでいるのに、ちょっと遅すぎはしないかな思ったんですが、そのくらいの期間が必要ですか。

○事務局長（佐藤和夫君） 本来であれば平成23年度中に作成しなくちゃならないものです。

○委員長（阿部盛男君） 4月からのスタートが本来だ。

○事務局長（佐藤和夫君） 4月からスタートするものだったんですけども、こういう事態だったものですから、平成24年度に、とにかく早い段階でつくろうということなんですけれども、それでも3カ月という期間でも、向こう5年分の計画ですので、拙速にならないようにというようなことも含めて内部で話し合ったところ、それでもかなりきついねというような話だったんですが、何とか7月、8月というころ合いでというようなことで、次年度以降の予算要求の時期が、やはり10月になりますんで、それまでにはとにかく間に合わせるために7月、8月というような設定で頑張っていきましょうというような話だったんです。

○委員長（阿部盛男君） そうですか。単年度でなくて、かなり通年というところで、中身のボリュームもあるということなんですかね。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） 例年ベースで考えれば、翌年度分の当初予算は大体11月初旬に財政課から説明があつて12月に提出すると、そういう予算編成に間に合う

ように通常つくるわけなので、通常は秋を目標にやっているんですけども、私どもとしてはそれを2カ月程度詰めて、何とか8月がぎりぎりだと思います。

○委員長（阿部盛男君） わかりました。

そのほか関連してございませんでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

報告第6号 専決処分の報告について

○委員長（阿部盛男君） 報告第6号 専決処分の報告についての専決第7号 平成23年度石巻市一般会計補正予算（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

事務局次長兼教育総務課長、お願いします。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） それでは、専決第7号 平成23年度石巻市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成24年第1回定例会に追加提案するため石巻市長から意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がございませんでしたので、規則第3条第1項の規定により3月1日付で異議のない旨専決処分を行いましたので報告するものでございます。

今回の補正予算は、各種事務事業における執行残の見込み、それから歳入予算の確定などにより予算を整理するためのものが大半でございます。

それでは、別冊2の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正前の額から5億6,952万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億9,552万3,000円とするものでございます。

それでは、まず歳出から説明申し上げますので26ページをごらん願います。

3目教育指導奨励費の1奨学資金費では2,925万円を減額しておりますが、貸与採用者が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

次に28ページ、4目東日本大震災関係費の5小学校教育振興援助費では4,129万8,000円、それから30ページ、同じく第4目東日本大震災関係費の4中学校振興援助費では5,220万4,000円をそれぞれ減額しておりますが、これは被災した児童生徒に対する就学援助費が当初見込みより少なかった実績によるものでございます。

次に34ページ、1目幼稚園費の2私立幼稚園就園奨励費で5,875万2,000円を減額しております。これは東日本大震災により被災した幼児については、宮城県が行う私立学校等授業料

等軽減特別事業で支援されることとなりましたことから補助対象者が大幅に減少したことによるものでございます。

次に 38 ページ、9 目東日本大震災関係費のうち、学校給食センター運営費で 1 億 309 万 3,000 円を減額しておりますが、これは購入を予定しておりました食器等について、公益財団法人日本ユニセフ協会から寄附を受けたことによるものでございます。

次に 42 ページ、1 目その他公共施設災害復旧費では 1,531 万 7,000 円を減額しておりますが、これは学校給食センター災害復旧費の事業費の確定による減額でございます。

次に、繰越明許費についてご説明申し上げますので、44 ページをごらん願います。

須江小学校の校舎増築事業、遊楽館の災害復旧事業、それから公民館災害復旧事業、それから桃生文化交流会館災害復旧事業、山下屋内運動場災害復旧事業については、事業実施のスケジュール上、年度内に完成しないために繰り越すものでございます。

次に、48 ページをごらん願います。

小学校の災害復旧事業、中学校の同じく災害復旧事業、河北総合センターの災害復旧事業について、これらは既に設定済みである繰越明許費の金額に不足が見込まれますことから、今回変更するものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げますので、50 ページをごらん願います。

当初仮設校舎の借り上げ期間は 2 年といたしておりましたが、被災した学校の復旧が平成 24 年度末では完成できない見込みでありますことから、既に設定済みの債務負担行為の期間及び限度額を補正するものでございます。

次に、歳入につきましては、事業費の確定によるものの整理がほとんどでございますが、それ以外のものとしたしまして、18 ページをごらんください。

12 目震災復興基金繰入金に 3,879 万 5,000 円を計上しております。これは国からの交付金、それから震災復興のため寄せられた寄附金を原資として設立した基金からの繰入金であり、平成 23 年度分について各種震災復興事業に充てるものでございます。

次に 24 ページ、9 目災害復旧債で 9 億 5,410 万円を減額しておりますが、これは全額が震災復興特別交付税として措置されることとなりましたことから減額するものでございます。

以上で終わります。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。

ございませんか。よろしいですか。

（発言する者なし）

報告第7号 専決処分の報告について

○委員長（阿部盛男君） それでは、報告第7号 専決処分の報告についての専決第8号 教育財産の用途廃止について（石巻市石巻中央公民館大泊分館建物）について報告を受けたいと思います。

生涯学習課長兼中央公民館長、お願いします。

○生涯学習課長兼中央公民館長（高橋忠之君） 報告第7号 専決処分の報告についてご報告申し上げますので、表紙番号1の15ページから16ページをごらん願いたいと思います。

この案件でございますが、教育財産の用途廃止についてでございます。

教育委員会を開催する時間的余裕がないので、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決処分するものとし、同条第2項の規定に基づき今回報告するものでございます。

このことにつきましては、平成23年3月11日発生いたしました東日本大震災により損壊し、使用することが不可能となった石巻中央公民館大泊分館を解体するに当たり、平成24年3月1日付で教育財産としての用途を廃止するものでございます。なお、建物は既に環境省の災害廃棄物処理事業により解体は終了しております。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございますでしょうか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

報告第8号 専決処分の報告について

○委員長（阿部盛男君） 報告第8号 専決処分の報告についての専決第9号 平成23年度石巻市一般会計補正予算（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

事務局次長兼教育総務課長。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） それでは、専決第9号 一般会計補正予算についてご報告を申し上げます。

本件も先ほど同様、時間的余裕がございませんでしたので、規則の規定より3月16日付で異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。本予算案については、

第1回定例会において可決しているところでございます。

内容につきましては、別冊3の1ページから3ページでございます。

歳入歳出予算の総額は同額の85億9,552万3,000円でございます。ごらんのように今回の補正予算は、平成23年度分の震災復興交付金事業の採択決定によるものであり、震災復興交付金は東日本大震災復興交付金基金に積み立てを行った後、対象事業の財源として繰り入れることとしております。そのようなことから、今回、教育関係分の震災復興交付金事業としては、埋蔵文化財の発掘調査事業が採択されましたので、事業は既に着手済みでありますため、歳入の一般財源から基金の繰り入れに財源充当を行うもの、振りかえをするものでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑何かございますでしょうか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、以上で報告事項を終わりにして、次に審議事項に入ります。

第19号議案 東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例施行規則

○委員長（阿部盛男君） 第19号議案 東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例施行規則を議題といたします。

学校教育課長からお願いいたします。

○学校教育課長（山田元郎君） それでは、第19号議案 東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例施行規則についてご説明申し上げます。

東日本大震災により、親が死亡、または行方不明となり、両親がいなくなった児童生徒に対する就学の支援として、市が行う就学資金を給付するための事業を、平成24年市議会第1回定例会で議決された東日本大震災に伴う石巻市奨学金給付条例の施行に関し、必要な事項を定めるために提案するものです。

それでは、条文に従いまして説明をしますので、資料1の21ページをお開き願います。

初めに、第1条は規則の趣旨を規定しております。

第2条は奨学生の申請、手続きについて、第3条は奨学生の選考及び決定について、第4条は採用、その他、通知について、第5条は震災奨学金受給の変更等に関する願出について、第6条は変更の届け出について、第7条は帳簿について、第8条は補足について規定をしてお

ります。

次に附則であります、本附則の施行期日を平成 24 年 4 月 1 日とするものでございます。

なお、22 ページ以降に様式等の資料を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたら。

ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第 19 号議案については原案のとおり決することにしてよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） それでは、ご異議ございませんので、第 19 号議案については原案のとおり可決いたします。

第 20 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第 22 号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

第 23 号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

○委員長（阿部盛男君） 次に、第 20 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則、第 22 号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令及び第 23 号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令は関連がありますので、一括して審議したいと思います、よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） それでは第 20 号議案、22 号議案及び第 23 号議案は一括して審議をいたします。

事務局次長兼教育総務課長、お願いします。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） それでは、ただいま一括提案されました第 20 号議案、22 号議案、23 号議案についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成 24 年 4 月 1 日付の組織機構改革等に伴い、関係する規則について一部改正を行うものでございます。

平成 24 年 4 月 1 日付の組織機構改革の内容については、まず 1 つは、歴史文化資料展示施設整備対策室を生涯学習課に統合するというもの、それから 2 つ目は、市立高等学校統合のた

め、市立高等学校総合準備室を新たに設置しようとするもの、それから最後に、旧町地区にある教育委員会所管のスポーツ施設等の管理事務の効率化のために、地区の公民館長に施設管理者として配置するものでございます。

なお、統合後の生涯学習課は、4月より市役所本庁舎4階、ちょうどワンフロアで教育委員会事務局が全部入るという体制になります。ただし、体育振興課については総合体育館が指定管理者制度の導入となりましたので、南境の総合運動公園の管理事務所に執務室を移転することとなりますけれども、今後の運動公園の指定管理者制度の導入等の検討を踏まえて、最終的には一本化したいと考えているところでございます。

それでは、改正内容について順番にご説明を申し上げます。

まず、教育委員会の組織等に関する規則の一部改正についてでございますが、表紙番号1、30ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表、1ページから6ページをごらん願います。

まず、規則第8条は、歴史文化資料展示施設整備対策室を削除し市立高等学校総合準備室を追加するものでございます。

第10条は学校教育課の分掌事務について、市立高等学校総合準備室の新設に伴う条文の削除と、大震災に伴う奨学金の給付事業の開始に伴い、奨学金の貸与を奨学金の貸与または給付に改めようとするものでございます。

次に、第12条は生涯学習課の分掌事務について、歴史文化資料展示施設整備対策室の生涯学習課への統合に伴い、芸術及び文化に関連する分掌事務を追加するものでございます。

第14条は、新設されます市立高等学校総合準備室の分掌事務を規定するものでございます。

第18条は旧町地区の教育委員会所管施設の管理事務の効率化のため、課長級の地区施設管理者を配置することに伴い、職及び職名、職務を追加するものでございます。

第24条は、これまで旧市内の公民館のうち、渡波公民館と荻浜公民館については、当該地区の支所長を館長として兼務発令し事務の効率化を図っておりましたことから、平成24年度からは蛇田公民館と稲井公民館についても支所長の兼務発令としまして、すべての地区公民館に館長を配置するため第3項を削除しようとするものでございます。

次に第26条は、歴史文化資料展示施設整備対策室の廃止に伴い、文化センターの所属を生涯学習課とするものであり、被災した施設の整備計画についても生涯学習課で対応することとしたものでございます。

第27条は、総合体育館が本年4月1日から指定管理者制度を導入しますことから、分掌事務を削除し体育振興課の所属として規定するものでございます。

別表第2は附属機関について、それから別表第3は、教育長が補助執行を受けた事務並びに主管について規定しておりますが、今回行おうとする組織機構改革に伴い、それぞれの主管等を変更しようとするものでございます。

次に附則でございますが、施行期日を平成24年4月1日とするほか、石巻市文化財保護委員の会議運営に関する規則について、会議の庶務を歴史文化資料展示施設整備対策室から生涯学習課に改めようとするものでございます。

次に、石巻市教育委員会決裁規定の一部を改正する訓令についてでございます。

34ページ、あわせて新旧対照表8ページから14ページをごらん願います。

第4条は専決事項について規定しておりますが、先ほど説明申し上げましたとおり、組織機構改革等に伴い規定を整理するものでございます。

別表は専決者の専決事項について規定しておりますが、教育総務課長の専決事項のうち、湊幼稚園と湊保育所の被災に伴い、従来施設内で調理していた給食について、現在は給食センター方式で対応しておりますことから、給食費の徴収等の規定を削除しますほか、歴史文化資料展示施設整備対策室の生涯学習課への統合、それから市立高等学校統合準備室の新設、総合体育館の指定管理者制度の導入及び旧町地区の教育委員会所管施設の管理事務効率化のため、財務執行権限を当該地区施設管理者の配置とするため別表を整理するものでございます。

次に附則でございますが、施行期日は平成24年4月1日とするものでございます。

次に、石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について説明いたします。

43ページ、あわせて新旧対照表15、16ページをごらん願います。

第5条第2項では、市立高等学校統合準備室の新設、総合体育館の指定管理者制度の導入及びスポーツ施設等の管理事務効率化のための地区施設管理者の配置に伴い、室長補佐や副館長等を文書主任とするため整理するものでございます。

別表で文書に表示する事務局名、それから教育機関の略字を規定しておりますけれども、これについては市立高等学校統合準備室の略字を石教高統と指定し、総合体育館の略字の石総体を削除するものでございます。

次に、施行期日は平成24年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしく審議お願いいたします。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。

○委員（津嶋ユウ君） 内容面でお聞きしておきたいんですが、市立高等学校統合準備室としてきちっと位置づけられて、室長のほかに職員は何名なんですか。今まで仕事してきた方

たちは2名だったと思います。今度はもっとふえたんだろうと思うんですが。

○学校教育課長（山田元郎君） 専任は1名ですけれども、あと兼務でほかに補佐以外にも発令しておりますので、補正以外に2名となっています。

○委員（津嶋ユウ君） 補佐というのは。

○学校教育課長（山田元郎君） 補佐も兼務です。室長がいて、補佐が兼務で、あと専任で1名、あと学校教育課と兼務が2名。

○委員（津嶋ユウ君） 人数的にふえた。

○学校教育課長（山田元郎君） 人数的にはふえたわけです。

○委員（津嶋ユウ君） わかりました。学校教育課長が兼務。

○学校教育課長（山田元郎君） 一応私も兼務です。ことしは兼務です。

○委員（津嶋ユウ君） そのほかに、ふつうの職員の方も兼務の人もいるということですね。わかりました。

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ちょっとお聞きします。

31 ページ、別表第3の関連項目7ですが、「高等学校及び幼稚園の授業料、保育料の減免並びに」というところですが、ここはいわゆるこども園というところで、保育所と幼稚園を兼ねて、幼稚園で保育もすると、つまり時間外で、そういう意味で保育料とここに記入されるとしてよろしいですか。つまり、幼稚園は学校教育法でいうところの学校に入っているから、教育委員会の所管。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） 幼稚園はもともと保育料、ここに高等学校が入っているんで授業料と入ってますけども、幼稚園はもともと保育所と同じ保育料です。

○委員長（阿部盛男君） 保育料なんですか。

○事務局長（佐藤和夫君） そういう言い方してます。

○委員長（阿部盛男君） そうですか。わかりました。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） 私もここに来たとき、あと思ったんですけど、幼稚園も保育料という言い方で徴収しています。

○事務局次長（震災復興担当）（真保 洋君） 補足的に申し上げれば、幼稚園自体が伝統的に教科教育みたいなことをしないような形でずっときていますから、幼稚園で行われる教育の

作用を保育という形で表現をしてきたという歴史があります。なので、そういう歴史にのっかって、幼稚園で行う教育は保育と言っていますし、この料金のことも保育料ということになっているんだらうと理解はしています。

○委員長（阿部盛男君） わかりました。

それから、32 ページの 30、雄勝の B & G の海洋センターの使用料云々と書いていますが、現在あそこはあのおりで、壊滅的な被害で使用不可能で建物もないわけですが、ここでいつを想定してこのところにこういう仕事の分担を入れましたか。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） 実は B & G の海洋センターについては、雄勝総合支所が今主体となりまして要望活動等を行っているんです。それで感触もいい状況なんです。それで、施設については全壊しておりまして、本来であれば廃止すればいいんですけども、そうしますと、このセンターの窓口はどこということになったときに困るものですから、多分すぐに復旧に進むと思うんで、その際の受け皿的に、この規則も意図的に残しているということです。

○委員長（阿部盛男君） そうですか。B & G は船舶振興会でしたっけ。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） はい、そうです。ちょうど今の予定地としては、大浜地区に私どもの学校といたしましたけれども、この隣接地にこの海洋センターをというのが雄勝の町づくりの協議会の意見のようです。

○事務局長（佐藤和夫君） そういった将来的なこともありますけれども、場合によっては過年度において支払われなくて債権を市が持っているものも理論上はあり得ますので、そういったような徴収金を後々徴収しなければならないという場合に、こういった条例なり規則なりが整っていませんと、滞納になっている部分を取る根拠というものもなくなりますから、そういう意味では、施設がなくなったからすぐに廃止というようなことはしないという要素もあります。

○委員長（阿部盛男君） わかりました。

35 ページの 2、「6 日以内の特別休暇（ボランティア休暇を除く。）」と書いていますが、今回はこういうことがあったから、ここからよそへボランティア休暇をとっていくという人はないだらう、よそから来ることはあっても、実際に従来、市長部局、あるいは教育委員会の職員で、このボランティア休暇をとってどこそこへボランティアに出向いたという事例はあるんですか。

○事務局長（佐藤和夫君） それの休暇をとったかどうかわかりませんが少なくとも阪神淡路

大震災のときに、そちらに市の職員が行った事実はございます。その際にボランティア休暇にしたのか、あるいは職専免という形にしたのか、あるいは職務命令で行ったのか定かではありませんけれども、恐らくボランティア休暇というのは、その後に来た制度だと思うんで、そうじゃなかったかと思うんですが。

(「行ってることは行ってますね」と言う者あり)

○委員長(阿部盛男君) そうですか、行ってるんですね。

これは最大何日くらいと決まっているんですか。ボランティア休暇というのは。

○事務局次長兼教育総務課長(小畑孝志君) 市としては、年度内5日間を限度にボランティア休暇を認めております。

○委員長(阿部盛男君) わかりました。

そのほか関連であるでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(阿部盛男君) ないようでしたら、第20号議案、第22号議案及び第23議案について原案のとおり決することにしてよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) ご異議ございませんので、第20号議案、第22号議案及び第23議案については原案のとおり可決いたします。

次に参ります。

第21号議案 石巻市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

○委員長(阿部盛男君) 第21号議案 石巻市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則を議題とします。

学校管理課長からお願いします。

○学校管理課長(菅原正好君) ただいま上程されました第21号議案 石巻市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案は、現在、補食給食と完全給食が混在しております幼稚園の給食につきまして、平成24年4月より完全給食で一元化を図ろうとするものでございます。

改正内容をご説明いたしますので、表紙番号1の33ページ及び表紙番号3、規則等新旧対照表の7ページをごらん願います。

改正内容については、石巻市学校給食センター条例施行規則の第9条第2項中、「河北幼稚

園は補食給食とし、湊幼稚園及び桃生幼稚園は完全給食とする」としている条文を「前項の給食は完全給食とする」の文言に改め、第 10 条の「河北幼稚園及び桃生幼稚園」を「幼稚園」に改めようとするものであります。

なお、附則につきましては、本規則を平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

また、住吉幼稚園については従前より実施している家庭から持参する弁当を継続しており、稲井幼稚園については、現在、稲井保育所を受け入れており、給食用配膳室等所要の場所が確保できないことから実施を見送っております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第 21 号議案については原案のとおり決することにしてよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） ご異議ございませんので、第 21 号議案については原案のとおり可決いたします。

第 24 号議案 石巻市立湊幼稚園給食実施要綱を廃止する告示

○委員長（阿部盛男君） 次に、第 24 号議案 石巻市立湊幼稚園給食実施要綱を廃止する告示を議題といたします。

事務局次長兼教育総務課長、お願いします。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） それでは第 24 号議案 石巻市立湊幼稚園給食実施要綱を廃止する告示についてご説明申し上げます。

先ほど予算の関連で若干申し上げましたけれども、湊幼稚園と湊保育所は平成 18 年 12 月から幼保一体化施設となり、施設内で調理をした給食を提供してございましたけれども、平成 23 年度からは認定こども園として開園する予定であり、給食も継続の予定でございました。しかしながら東日本大震災により園舎が大きく被災したため、湊こども園の構成施設である湊保育所は休園し、園児は他の保育所に転園し、そして湊幼稚園については現在住吉幼稚園に間借りをし、再開しているところでございます。

湊幼稚園の給食については、震災前と同様に提供してほしい旨の要望が保護者より多くあったため、現在は給食センターで調理した給食を提供しており、給食費の納入等については石巻

市立学校給食センター条例施行規則に基づいて実施しておりますことから、本要綱を廃止しようとするものでございます。

なお、湊こども園については、福祉部とこども園の再開に向けた検討を行うこととしており、施設の再開決定後に改めて給食実施要綱を制定したいと考えております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたら。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） お聞きします。

湊幼稚園、現在、住吉幼稚園に間借りをしておりますけども、将来的な見通しというものは、どういう予定があるのでしょうか。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） その山の手のほうにあった伝染病棟、日赤跡地のずっと山のほう、あそこら辺がちょうどいいのかなという話で、今、福祉部とはお話ししているところです。4月になったら早々には再開に向けた計画づくりに着手という方向で、両方で協議をしているところです。

○委員長（阿部盛男君） わかりました。

それでは、第24号議案については原案のとおり決することにしてよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） ご異議ございませんので、第24号議案については原案のとおり可決いたします。

第25号議案 教育財産の用途廃止について

○委員長（阿部盛男君） 次、第25号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市立谷川小学校）を議題といたします。

学校管理課長からお願いします。

○学校管理課長（菅原正好君） ただいま上程されました第25号議案 石巻市立谷川小学校に係る教育財産の用途廃止についてご説明申し上げますので、表紙番号1の46ページ及び47ページをごらん願います。

本案は、谷川小学校が本年3月31日で閉校し、翌4月1日に大原小学校へ統合いたしますことから、本年3月31日をもって、その用途を廃止しようとするものでございます。

なお、用途廃止後の対応につきましては、建物を解体し、跡地は普通財産として石巻市へ引き継ぎしようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。
ありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第 25 号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） ご異議ございませんので、第 25 号議案については原案のとおり可決いたします。

以上で審議事項を終了いたしまして、その他の部に入ります。

その他

○委員長（阿部盛男君） それでは、委員方から何かございましたらどうぞ。

○委員（津嶋ユウ君） 震災後 1 年たちまして、これまでに震災によるいろいろ、子供たち、児童への心のケアとかスクールカウンセラーとか配置されていることとかいろいろあるんですけども、新聞等にも出てましたけど、教職員の震災によるストレスの状況が、大変で宮城県、特に石巻などは多いっていうのが報道されておりましたけれども、その辺の人数とか状況とか、把握されている範囲で結構ですので教えていただきたいです。

○教育長（境 直彦君） 病気休暇をとって休んでも、最初 90 日、そのあと精神疾患などで 180 日までということで、そのあと休職に入ったのは一人だけです。

○委員（津嶋ユウ君） 一人だけ。

○教育長（境 直彦君） あとは 90 日か 180 日の病気休暇です。

○委員（津嶋ユウ君） 病休とっている人数とかは、かなり多いということですか。

○教育長（境 直彦君） 震災が影響しているっていうのは間違いなくあります。そういうのは夏以降、取り始めたっていうのは 9 月、10 月とふえて、それからもともとそういう精神疾患を抱えている方が、またその時期に、それは震災なのかどうかというのは断定できませんけども、その方も休んで、その方が休職に入ったのは別に考えて、全くこれまで全然そういう症状なくて、震災以降、病気休暇と 180 日以降に休職に入った方は小中高で一人、それ以外は病気休暇の段階で現場に復帰しているということです。

○委員長（阿部盛男君） よろしいですか。

○委員（津嶋ユウ君） 病気休暇までとらずに頑張っている先生方へのケアのようなものは、何かしらされているものなののでしょうか、子供たちにはいろいろあるわけですがけれども。

○学校教育課長（山田元郎君） 国府台病院の方が歩いたときに、先生方にも当然そういう方々がいれば声をかけていただいていますし、いろんな先生方がカウンセラー等と相談しているということもありますし、やはりカウンセラーのほうから、実はあの先生が疲れているんじゃないかということで話をいただいて、校長先生等から少し配慮いただいているというのも聞いておりますので、細々といろいろと先生方にはそのようなことがあって、やはり震災後、家とか落ち着いてきてから、またちょっと出ているという話などもありますので、先生方についても、今後も長期的に、5年間については子供と同様に先生方でも同じようなことがあるのではないかと推測されますので、見ていきたいと思えます。

○委員（津嶋ユウ君） よろしく願いいたします。

○学校教育課長（山田元郎君） あとは、横浜から夏休みで支援いただいたということで、先生方は逆にあのときは横浜の先生方が子供の指導していただいて、実はかなりお休みになることができましたので、他の県の先生方の支援によって、先生方もそういうところで大分心のケアにも実際なっているのではないかなと思っているところがございます。

○委員長（阿部盛男君） そのほかございませんか。

ただいまの件に関連した件ですけれども、病気とか、表面に出ない内在したもの、潜在的なものが宮城県が一番被害が大きかったところなのであるかもしれないんですね。そういうわけで、4月、5月、あるいは年度が変わって落ち着いた段階で、その辺の調査をして、実体を教育委員会として知っておいてもいいかなと思えます。よろしく願いいたします。

そのほかございませんですか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） 課長方、ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） それでは、その他のところ、私から最後に一言です。

菅原課長、それから高橋課長、このたびそれぞれ北上と桃生総合支所の次長としてご栄転なさることになりました。おめでとうございます。

東日本大震災によって、それこそ寝食を忘れて奮闘していただきまして、ようやくこの教育

委員会管内の学校も、それぞれ復興に向けて動き始めている段階かなと思っております。本当におかげさまでした。

新しい任地に赴かれても、それぞれの地域の住民の心を心として、地域住民に寄り添った生活相談等についても細かいところまで配慮してお仕事をしていただければなというように思います。ご健康に留意されて、ご活躍なされんことをご期待申し上げます。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

それでは、次回の日程についてお願いします。

○書記（大崎正吾君） 次回の教育委員会の日程についてお知らせいたします。

4月の定例会につきましては、4月25日水曜日午後3時30分から開催をする予定です。場所につきましては、本庁舎4階、隣になります消防団室で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） それでは、以上をもちまして本日の定例会終了いたします。

長時間ありがとうございました。

午後 5時13分閉会

教育委員長 阿 部 盛 男

署名委員 今 井 多 貴 子